# 平成23年度 第1回利益相反マネジメント委員会 議事要旨

- 1. 日 時 平成23年10月27日(木)10:00~10:50
- 2. 場 所 大学本部棟2階 第二会議室
- 3. 出 席 山崎秀雄委員長(副学長)、井手孝行副委員長(副学長・理事)、堤純一郎委員(産学官連携推進機構)、永津禎三委員(教育学部)、石田肇委員(医学部)、 久保田光昭委員(法務研究科)、渡部久実委員(熱帯生物圏研究センター)、 植田真一郎委員(医学部)、矢﨑雅之委員(総務部長)、門脇英雄委員(学術 国際部長)
  - 欠 席 狩俣繁久委員(法文学部)、金子英治委員(工学部)、井上章二委員(農学部)
  - 陪 席 湧川均(人事課長代理)、我那覇生治(地域連携推進課長)、幸地秀利(地域連携推進課長代理)、伊波俊雄(医学部総務課研究協力係長)、大川由生(地域連携推進課事務補佐員)

## 4. 審議事項

- ※ 審議に先立ち、我那覇地域連携推進課長より、配付資料の説明と4月1日付けで4名の委員の交代があった旨報告があった。
- ※ 次に、山崎委員長より前回委員会の議事要旨について確認があり、議事に対して 意見・訂正等があれば、後ほど地域連携推進課へ連絡するよう発言があった。

## (1) 平成23年度利益相反マネジメント実施状況について

ワーキンググループ主査の堤委員から、資料1に基づき平成23年度の定期自己申告実施状況について次のとおり説明があった。

# (実施状況について)

- ○利益相反マネジメント調査では、大学の教職員としての本務と、社会連携として 係わっている企業等からの利益が相反していないか、特別な利益供与がないかを審 査する。定期自己申告が調査の基本であるが、この申告をいつどのように行なうか が最大のポイントとなる。
- ○今年度の大きな変更点は下記の2点。
  - ・昨年度までは、紙ベースで一人ひとりに申告書と返信用封筒を配付し、学内便 で提出してもらっていたが、今年度はオンライン化し、申告書の配布・提出がメ ールでできるようにした。
  - ・対象者の範囲について、これまで常勤職員は全員対象であったが、事務職員や 附属学校教員、看護職員はほとんど利益相反に関係がないことが分かり、今年度 から対象外とした。

#### (調査結果について)

○最終的には対象者 1,045 名中 791 名から提出があり、提出率は 75.7%となった。

昨年より少し上がったが、これは何度も催促しての結果である。提出方法については、メールでの提出が4分の3、紙ベースでの提出が4分の1であった。図3に示すとおり、部局別の提出率をみると、観光産業科学部や理学部、工学部が今年は伸びており、医学部等では下がっている。

○図4に示すとおり、産学連携活動を行なっているのは提出者の約20%。図5はその部局別割合であり、図7はそのうち利益相反対象基準に該当する者の内訳である。 理系の学部でかつ実務に近い医学部・工学部・農学部で特に多い。活動内容は、図9に示すとおり、共同研究・受託研究・寄附金の外部資金の受入が多い。

○利益相反対象基準に該当する者のうち、不明な点や利益相反に抵触する可能性がある場合は、ヒアリングを実施している。初年度は6名、昨年度は3名、3回目となる今年度は1名に対しヒアリングを行なった。対象者の選定については、本来は委員会で検討すべきことかもしれないが、資料がプライベートな内容が多いため、現在はワーキンググループのみの少人数の検討会で選定している。

## (今後の課題について)

- ○申告漏れが多くみられた。
- ○問題がない場合の審査結果の通知については、あまり重要視してこなかったが、 申告した以上、結果を教えてほしいという意見は当然であり改善していきたい。
- ○本来は全員が提出して初めてマネジメントできるわけだが、現在は対象者の4分の3しか提出されていない。
- ○今年からメール添付での配付・提出に移行したが、いくつか技術的な問題も生じたので、より簡単に申告できるよう改善していきたい。また外部資金受入のデータ等とリンクさせて、入力の手間を省けないかという意見があるが、外部資金等のデータ自体まだオンライン化されてないので、現状として難しい。

山崎委員長から、提出率に関連して、当初は提出状況が悪かったため、8月には 各部局長へ催促のお願いに伺い、その後提出率が伸びた部局もあった旨報告があっ た。

また、久保田委員から、調査結果の統計について、大学院法務研究科が法文学部等でまとめられているので結果が分からず、できれば分けて報告してほしいとの要望があった。

### 《質疑・ご意見》

利益相反マネジメントの今後の課題について、次の意見があった。

- ①「利益相反マネジメントの対象事項及び基準」「ヒアリング対象者選出の観点」の2つの審査基準については、一昨年のマネジメント開始時に策定したものをそのまま踏襲しているが、ヒアリング対象者まで絞り込むには基準がやや不明確である。(場委員)
- →現行では、経験や専門的な判断を必要とする部分も多いと思われるが、ヒアリン

グ対象者の選別までは事務的にできるよう、明確な基準があったほうがよい。 (山 崎委員長)

→他に、受入金額は部局によって差があるので、申告する基準額も部局によって変える案や、全て申告してもらった上で審査の基準額を高く設定する案などが提案されたが、基準の改定については、次回以降の委員会で、審議することになった。

審査基準に関連して、石田委員から、診療報酬は申告の対象に含まれていないが、 データは医学部で把握しているので、高額な報酬については照査の対象にしてはど うかとの意見があった。また久保田委員から、大学院法務研究科の弁護士報酬につ いても申告対象から除いてはどうかとの提案があった。

植田委員から、日本製薬工業協会のガイドラインにより、製薬会社からの寄附金や講演料等は来年度分から全て、各企業のホームページで公開されることが義務づけられたため、申告に額の制限を設けても一般には公表されることになる旨報告があった。

- ②定期自己申告は毎年6月だが、それ以降に決定した産学連携活動については、随時申告するべきなのか。 (渡部委員)
- →6月の段階で予測できるものは、予定として記入して頂いている。本来はその後も追加確認を行なうべきだが、現在はそこまで至っていない。本人から提出があれば随時審査で対応しているが、今後は随時審査を制度化し、対象者に分かりやすく周知する必要がある。(堤委員)
- →随時審査については、今年3月の自己申告実施要領の改定により、問題がなければ委員会を開催しなくても承認し、委員長名で通知ができるようになった。 (我那覇課長)

また、山崎委員長から、利益相反マネジメントの目的は、疑わしい教職員を摘発することではなく、大学法人として公益性を維持することと、本学の教職員が利益相反に該当しないことを証明し、産学連携活動等をサポートすることであるとご理解頂きたいとの発言があった。

# (2) 平成23年度利益相反マネジメントヒアリングの結果と判定について

堤委員から、資料2に基づきヒアリング実施状況について報告があった。この報告に基づき審議した結果、今回のヒアリング対象者については、現状では利益相反状態にないと判定し承認した。よって、すべての申告者について利益相反に抵触するところはないと判定した。

## (3) 平成23年度臨床研究利益相反マネジメント実施状況について

臨床研究利益相反部会長の植田委員から、資料1の別表3に基づき臨床研究利益

相反マネジメント実施状況について、次のとおり報告があった。

- ○臨床研究の申請を行なう際は、利益相反申告書も必ず提出して頂いている。ほと んどが医学部からの提出だが、医学部以外からの提出も数件あった。
- ○平成22年10月~平成23年9月の審査分については、問題なく全て承認された。

## (4) その他

我那覇課長から、資料1の別表1に基づき今後のスケジュールについて以下の説明があった。

○今後は、ヒアリング対象者に判定結果を通知し、11月の役員会および教育研究評議会にて調査結果を報告する。提出率については、各部局に何度もご協力を頂いた結果であり、今後 100%に近い提出率を喚起するため、部局別の提出状況も公表したい。

○本日報告された課題については、年明けに第2回の委員会を開催し審議する。

山崎委員長から、法人化以降は法令順守事項が増えており、現場の先生方には、 利益相反マネジメント自己申告等業務が増えているところであるが、遵守事項を守 らない方々のために法人が不利益を被る場合は、その方々にはペナルティを課すべ きだろうという議論もあるが、まずは各部局にご協力頂けるよう周知及び啓発をお 願いしたいとの発言があった。

最後に、井手副委員長から、利益相反マネジメントの中でも兼業は総務の管轄な ので、該当者にはしっかり兼業申請してもらうよう努力したいとの発言があった。